

長浜市告示第144号

長浜市ひとり親等法律相談費用補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月26日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市ひとり親等法律相談費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、離婚前後の親等が弁護士による法律相談（以下「相談」という。）を行うことで、子どもの福祉や利益の確保を図るため、相談に必要な経費について、予算の範囲内で長浜市ひとり親等法律相談費用補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者（次条第1項及び第3項において「交付対象者」という。）は、交付申請時において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市の区域内に居住している者
- (3) 申請日の属する年度の4月1日時点において18歳未満の者を、現に扶養している者
- (4) 市税等（長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則第2条第2号に規定する市税等をいう。以下同じ。）の滞納がない者
- (5) 次のアからウまでのいずれかに該当する者であって、相談が必要と市長が認めるもの

ア 配偶者との婚姻関係の解消を考えている者又は婚姻関係を解消した者

イ 事実上の婚姻関係にある者との関係の解消を考えている者又は関係を解消した者

ウ 婚姻によらないで母又は父となった者

2 市長は、前項第5号の規定による相談の要否を判断するにあたり、面談、聞き取りその他適当な方法による確認をするものとする。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第3条 補助対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次に掲げる事項に係る相談に要する経費であって、交付対象者が支払ったものとする。ただし、前条第1項第5号及び第2項の規定により相談が必要と市長が認めた日以前の相談に要する経費は対象としない。

- (1) 婚姻関係（事実上の婚姻関係を含む。）の解消に関すること。
- (2) 子どもの親権に関すること。

(3) 養育費及び面会交流の取決め並びに履行の確保に関すること。

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める支援に関すること。

2 補助金の額は、対象経費の実支出額とし、1回当たり5,000円を上限とする。

3 補助金の交付回数は、交付対象者1人につき3回を限度とする。

4 日に複数回の相談を行った場合に係るこの要綱の適用については、当該各相談を1回の相談として取扱うものとする。

(交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象経費を支払った日から6か月以内に長浜市ひとり親等法律相談費用補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市の保有する公簿等によって申請に必要な内容を確認できるときは、添付書類を省略することができる。

(1) 対象経費の領収書等の写し

(2) 相談の内容が確認できる書類

(3) 市税等の完納証明書（納期限が到来している市税等に未納がないことを証明するもの）

(4) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定等)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があった場合、当該申請に係る書類について審査し、補助金の交付を決定したときは、長浜市ひとり親等法律相談費用補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により審査し、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、長浜市ひとり親等法律相談費用補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

(実績報告等)

第6条 規則第14条第1項に規定する実績報告は、第5条に規定する申請書及び添付書類の提出をもってなされたものとみなす。

2 規則第15条第1項の規定による補助金の額の確定及びその通知は、前条第1項の規定による補助金の交付決定及び通知をもってされたものとみなす。

(交付申請の取下げ)

第7条 申請者は、第5条第1項の規定による通知を受けた場合、第4条第1項の規定による申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に長浜市ひとり親等法律相談費用補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請の取下げをすることができる。

(交付決定の取消し及び不当利得の返還)

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合、第5条第1項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、長浜市ひとり親等法律相談費用補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により通知した者に対し、交付を行った補助金の返還を求めるも

のとする。

(交付方法等)

第9条 市長は、補助金の額を確定した場合、確定日の翌日から起算して30日以内に請求書に記載された金融機関の口座に補助金を振り込み、交付するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定については、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

長浜市ひとり親等法律相談費用補助金交付申請書兼請求書

長浜市長 あて

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

標題の補助金について交付を受けたいので、長浜市ひとり親等法律相談費用補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

また、補助金の交付に当たり必要な事項の確認のための公簿等の閲覧に同意します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

補助金の額 金 _____ 円

2 添付資料 ※該当書類にチェックを入れてください。

- 領収書（申請者が負担したものに限り。）の写し
- 相談の内容が確認できる書類
- 市税及び国民健康保険料（税）の完納証明書
- 通帳又はキャッシュカードの写し
- その他市長が必要と認めるもの

振込口座申出欄

※申請者の普通預金口座に限る。

金融機関名								
支店名								
口座番号(右詰めで記入)	普通							
口座名義(カタカナ)								

様式第 2 号 (第 5 条関係)

第 号
年 月 日

様

長浜市長

長浜市ひとり親等法律相談費用補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった長浜市ひとり親等法律相談費用補助金については、長浜市ひとり親等法律相談費用補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

金額 _____ 円

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

長浜市長



長浜市ひとり親等法律相談費用補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった長浜市ひとり親等法律相談費用補助金については、長浜市ひとり親等法律相談費用補助金交付要綱第5条第2項の規定により下記の理由により不交付と決定したので、通知します。

記

交付しない理由

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

長浜市ひとり親等法律相談費用補助金交付申請取下書

長浜市長

あて

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があった長浜市ひとり親等法律相談費用補助金について、長浜市ひとり親等法律相談費用補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり、申請を取り下げます。

記

1 補助金交付決定通知書を受け取った日 年 月 日

2 取下げの理由

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

長浜市長



長浜市ひとり親等法律相談費用補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定を行った長浜市ひとり親等法律相談費用補助金について、長浜市ひとり親等法律相談費用補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり交付決定を取り消すことに決定したので、通知します。

記

取消し理由